

様式11-1

事業報告書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 社会医療法人 製鉄記念広畑病院

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 9年12月24日

(4) 設立登記年月日 平成10年 1月16日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	橘 史朗	医師 (製鉄記念広畑病院 管理者)
理事	巽 祥太郎	医師 (県立はりま姫路総合医療センター 副院長)
同	村津 裕嗣	医師 (県立はりま姫路総合医療センター 副院長)
同	藤井 明	医師
同	穂積 剛	放射線技師 (京見の森クリニック)
監事	曾谷 勝明	有識者 (税理士)
同	田中 一穂	薬剤師 (大西脳神経外科病院 薬剤部長)

- 注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
- 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
- 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院			一般病床 0床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所			一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設			入所定員 名 通所定員 名
介護医療 院			入所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。
 4. 介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当無し		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当無し		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	会議名	議決又は同意事項
R4年6月28日	第93回社員総会	2021年度決算(案)内容および監査に関する件 2021年度利益処分案に関する件 借入金の返済に関する件 社員の入退社及び役員の交代に関する件
R4年8月31日	第94回社員総会	収支状況及び財務状況に関する件 解散決議に関する件 残余財産先の寄付先の決定に関する件 清算人の選出に関する件
R4年12月6日	第95回社員総会	2022年度上期決算及び通期見通しに関する件 (社医)三栄会に譲渡した不動産に関する費用負担に関する件
R5年3月29日	第96回社員総会	2023年度予算に関する件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
特に無し

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
特に無し

(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設
特に無し

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
特に無し

(9) そ の 他
令和5年2月24日 解散認可(兵庫県指令医第2956号の23)

様式11-2

法人名 社会医療法人 製鉄記念広畑病院
 所在地 兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地

※医療法人整理番号 28/58

財 産 目 録
 (令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	1,332,470 千円
2. 負 債 額	119,844 千円
3. 純 資 産 額	1,212,626 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,289,319
B 固 定 資 産	43,151
C 資 産 合 計 (A+B)	1,332,470
D 負 債 合 計	119,844
E 純 資 産 (C-D)	1,212,626

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 社会医療法人 製鉄記念広畑病院
 所在地 兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地

※医療法人整理番号 28158

貸 借 対 照 表
 (令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,289,319	I 流動負債	119,844
現金及び預金	1,105,150	未払法人税等	313
事業未収金	8,113	未払消費税等	119,527
その他未収金	18,417	預り金	4
未収金	157,802		
未収消費税等	610		
貸倒引当金	△776	負債合計	119,844
		純資産の部	
II 固定資産	43,151	科 目	金 額
1 有形固定資産	43,151	I 積立金	1,212,626
土 地	43,151	設立等積立金	1,296,053
		繰越利益積立金	△83,426
		純資産合計	1,212,626
資産合計	1,332,470	負債・純資産合計	1,332,470

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人製鉄記念広畑病院

所在地 兵庫県姫路市広畑区夢前町3丁目1番地

※医療法人整理番号

28158

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の 内容	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注)
- 1 関係事業者ごとに記載すること。
 - 2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。
近親者である場合には続柄を記載する。
 - 3 次に定める取引については上記の注記を要しない。
イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引。
ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
 - 4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

監 査 報 告 書

社会医療法人製鉄記念広畑病院
理事長 橘 史 朗 様

私たちは、社会医療法人製鉄記念広畑病院の2022会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

【監査の方法の概要】

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の監査を実施しました。

記

【監査結果】

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事等の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

2023年5月29日
社会医療法人製鉄記念広畑病院

監 事 曾 谷 勝 明

監 事 田 中 一 穂

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

①たな卸資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2 引当金の計上基準

①貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度額相当額を計上しております。

3 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

4 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

（補助金等の会計処理）

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。

5 担保に供されている資産に関する事項

【担保に供している資産】

科目	金額（千円）
土地	—
建物	—
計	—

【担保に係る債務】

科目	金額（千円）
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—
短期借入金	—
計	—

6 追加情報

当法人の主要施設である製鉄記念広畑病院は、県立姫路循環器病センターと統合し、県立はりま姫路総合医療センターに移行したため令和4年4月30日をもって閉院し、それ以降、法人清算（資産売却や債権債務の整理）を実施しております。

この統合にあたり、当法人に所属していた医師・看護師等は令和4年3月31日をもって当法人を退職し、一部を除き4月1日から兵庫県に転籍し、4月1日から4月30日までは兵庫県職員として製鉄記念広畑病院の運營業務を行い、5月1日以降は県立はりま姫路総合医療センタ

一の業務を行っています。

また、当法人の金融機関からの借入金につきましては、兵庫県から令和4年4月6日に4,000百万円の借入れと借入金の一部を兵庫県が債務承継することにより全額返済しています。

なお、兵庫県からの借入金は、法人清算に係る支援策の一環として債務承継した借入金については債務免除を受け、他の借入金については令和4年7月5日に当法人の資産売却代金をもって返済しました。

7 重要な偶発債務に関する事項

【訴訟案件】

当法人は運営する病院で発生した治療中の薬剤の誤使用に伴う事案に関して、令和2年2月18日付で、治療を行った患者及び患者家族から当院及び当院使用者に対して後遺障害逸失利益等及び遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求を提起されており、現在係争中であります。

なお、訴訟の結果によりましては損害賠償等の支払いが生じる可能性はありますが、現時点においてその金額を合理的に見積もることは困難であります。

8 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

補助金等の内訳並びに交付者、貸借対照表等への影響額

No	内訳	交付者	損益計算書 影響額 (単位：千円)	貸借対照表 影響額 (単位：千円)
1	法人清算補助（債権債務の承継他）	兵庫県	2,381,224	2,381,224
2	姫路救命救急センター運営費補助金	兵庫県	2,558	2,258
3	姫路救命救急センター運営費補助金	中・西播磨の 各市町	342	342
4	コロナ関連補助金	兵庫県	22,437	22,437
5	その他		9,396	9,396
	合計		2,415,958	2,415,958

以上

様式四号

法人名 社会医療法人 製鉄記念広島病院
所在地 兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地

※医療法人整理番号

純資産変動計算書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

	積立金			評価・換算差額等		純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額 等合計	
令和4年3月31日 残高	1,296,053	△ 935,496	360,556	△ 63,754	△ 63,754	296,802
会計年度中の変動額						
当期純利益		852,069	852,069			852,069
その他の当会計年度の変動額				63,754	63,754	63,754
会計年度中の変動額合計	-	852,069	852,069	63,754	63,754	915,824
令和5年3月31日 残高	1,296,053	△ 83,426	1,212,626	0	0	1,212,626

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社会医療法人 製鉄記念広畑病院
所在地 兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物 ※1	3,836,589	-	3,836,589	-	-	-	-
	構築物 ※1	126,237	-	126,237	-	-	-	-
	医療用器械 備品 ※1	349,544	-	349,544	-	-	-	-
	その他の器械 備品 ※1	31,486	-	31,486	-	-	-	-
	車両及び 船舶 ※1	201	-	201	-	-	-	-
	土地 ※1	1,190,491	-	1,147,340	43,151	-	-	43,151
	計	5,534,551	-	5,491,400	43,151	-	-	43,151
無形 固定 資産	ソフトウェア ※1	20,663	-	20,663	-	-	-	-
	その他の無形 固定資産※1	4,582	-	4,582	-	-	-	-
	計	25,245	-	25,245	-	-	-	-
その 他の 資産	有価証券	-	-	-	-	-	-	-
	長期貸付金	-	-	-	-	-	-	-
	長期前払費用	-	-	-	-	-	-	-
	差入保証金	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-

(注) ※1 当期減少の主なものは以下の通りです。

2022年4月末の病院閉院に伴い、建物・構築物及び土地の一部は第3者に売却
それ以外の有形固定資産及び無形固定資産については、兵庫県へ一部承継や廃棄等による処分を実施

- 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
- 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
- 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
- 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
- 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
- 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 社会医療法人 製鉄記念広畑病院
 所在地 兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	6,614	-	-	5,838	776
賞与引当金	-	-	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-	-
役員退職慰労引当金	66,020	-	66,020	-	-

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 社会医療法人 製鉄記念広畑病院
 所在地 兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,205,984	-	0.47	R4年4月7日
1年以内に返済予定の 長期借入金	2,763,282	-	0.92	R4年4月7日
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	-	-	-	-
その他の有利子負債	-	-	-	-
合 計	4,969,266	-	-	-

区 分	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 社会医療法人 製鉄記念広畑病院
 所在地 兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
計		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 製鉄記念広畑病院
 所在地 兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	228,258	-	228,258	-	-	228,258
給与費	84,418	-	84,418	-	-	84,418
委託費	74,526	-	74,526	-	-	74,526
経費	138,621	-	138,621	-	-	138,621
売上原価	-	-	-	-	-	-
その他の事業費用	-	-	-	-	-	-
計	525,825	-	525,825	-	-	525,825

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 製鉄記念広畑病院

申請者名： 理事長 橘 史 朗 印

住 所：兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地

以下のとおり相違ありません。

施設名	製鉄記念広畑病院
施設の所在地	兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地
管轄保健所名	姫路市保健所

1 診療科目

科 目						

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
0	0									0	0

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
<input checked="" type="checkbox"/> 救急医療 <input type="checkbox"/> 精神科救急医療 <input type="checkbox"/> 災害医療 <input type="checkbox"/> へき地医療 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> へき地診療所 <input type="checkbox"/> 周産期医療 <input type="checkbox"/> 小児救急医療	<input type="checkbox"/> 集中治療室 <input type="checkbox"/> 母体胎児集中治療管理室 <input type="checkbox"/> 新生児集中治療管理室 <input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 保護室 <input type="checkbox"/> 面会室 <input type="checkbox"/> 専用病床（ 床） <input type="checkbox"/> 優先的に使用される病床 <input type="checkbox"/> 備蓄倉庫 <input type="checkbox"/> ヘリポート（ <input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 近接地） <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	<input type="checkbox"/> 分娩監視装置 <input type="checkbox"/> 新生児用呼吸循環監視装置 <input type="checkbox"/> 超音波診断装置 <input type="checkbox"/> 新生児用人工換気装置 <input type="checkbox"/> 微量輸液装置 <input type="checkbox"/> 保育器 <input type="checkbox"/> 簡易ベッド <input type="checkbox"/> 携帯用医療機器 <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 自家発電装置 <input type="checkbox"/> トリアージタッグ <input type="checkbox"/> 救急用自動車 <input type="checkbox"/> 広域災害・救急医療情報システム

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	管理栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	1																1
実人員	1																1
内特殊 関係者	1																1

5 勤務体制

	体制	昼間 (15時現在)		夜間 (3時現在)		休日 (15時現在)	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内						
	オンコール						
内 精神科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内						
	オンコール						
診療放射線技師	病院内						
	オンコール						
臨床検査技師	病院内						
	オンコール						
看護師	病院内						
	オンコール						
合計	病院内						
	オンコール						
内 救急医療 (再掲) (精神科救急医療含む)	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療 (再掲)	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

(1) 精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無 (有・無)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数 (人)

(2) 災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム (DMAT) の有無 (有・無)

添付書類1-1 (救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 製鉄記念広畑病院

申請者名: 理事長 橋 史 朗 印住 所: 兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	製鉄記念広畑病院
病院の所在地	兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地
管轄保健所名	姫路市保健所

〔時間外等加算割合〕

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	30,609件	840件	A 31,449件
内 時間外加算の算定件数	274件	9件	① 283件
内 休日加算の算定件数	917件	39件	② 956件
内 深夜加算の算定件数	990件	14件	③ 1,004件
内 時間外加算の特例の算定件数	1,271件	51件	④ 1,322件
時間外等加算割合 { (①+②+③+④) / A }			11.3%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における初診料(診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。)の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	15,865件	360件	16,225件
内 時間外加算の算定件数	147件	3件	150件
内 休日加算の算定件数	477件	19件	496件
内 深夜加算の算定件数	497件	5件	502件
内 時間外加算の特例の算定件数	603件	25件	628件

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	14,163件	459件	14,622件
内 時間外加算の算定件数	120件	4件	124件
内 休日加算の算定件数	423件	18件	441件
内 深夜加算の算定件数	462件	9件	471件
内 時間外加算の特例の算定件数	636件	25件	661件

(自 令和4年4月1日 至 令和4年4月30日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	581件	21件	602件
内 時間外加算の算定件数	7件	2件	9件
内 休日加算の算定件数	17件	2件	19件
内 深夜加算の算定件数	31件	0件	31件
内 時間外加算の特例の算定件数	32件	1件	33件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	30,609件	840件	31,449件
内 時間外加算の算定件数	274件	9件	283件
内 休日加算の算定件数	917件	39件	956件
内 深夜加算の算定件数	990件	14件	1,004件
内 時間外加算の特例の算定件数	1,271件	51件	1,322件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類1-2 (救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 製鉄記念広畑病院

申請者名： 理事長 橋 史 朗 印

住 所：兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	製鉄記念広畑病院
病院の所在地	兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地
管轄保健所名	姫路市保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	3,368件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	17件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	- 件
ヘリコプターによる搬送件数	④	33件
合 計		3,418件
3会計年度平均		1,139件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における夜間(午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。)及び休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び年末年始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)及び土曜日又はその振替日)の救急搬送件数を記載すること。

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類(救急搬送証明書等の写し(患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。))

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,657件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	13件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	23件

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,618件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	3件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	10件

(自 令和4年4月1日 至 令和4年4月30日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	93件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	1件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	0件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	3,368件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	17件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	－ 件
ヘリコプターによる搬送件数	33件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 6

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

社会医療法人 製鉄記念広畑病院

申請者名： 理事長 橘 史 朗 印

住 所：兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の2第1項第1号イ及びニ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	6人	0人	0%	2人	33.3%
監 事	2人			0人	0%
社 員	4人	0人	0%		
評議員	0人	0人	0%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の2第1項第1号ロ及びハ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

(1) 共通事項

 理事、監事及び評議員の選任方法について、定款又は寄附行為に定めがある

(2) 社団医療法人

 すべての理事及び監事を社員総会で選任

(3) 財団医療法人

 すべての理事及び監事を評議員会で選任 すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の2第1項第1号ホ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理事	別紙参照
監事	別紙参照
評議員	—

添付資料

○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の2第1項第1号へ及びト）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	なし	有 ・ <input type="radio"/> 無
金銭の貸付け	なし	有 ・ <input type="radio"/> 無
資産の譲渡	なし	有 ・ <input type="radio"/> 無
給与の支給	なし	有 ・ <input type="radio"/> 無
役員等の選任	兵庫県から、理事2名（6名のうち）選任	有 ・ <input type="radio"/> 無
その他財産の運用及び事業の運営	なし	有 ・ <input type="radio"/> 無

5 遊休財産（規則第30条の35の2第1項第1号及第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	1,332,470,695 円
B 純資産の額	1,212,626,509 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	91.01%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	1,332,470,695 円
イ 本来業務の用に供する財産	1,332,470,695 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	0 円
ハ 収益業務の用に供する財産	0 円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	0 円
ホ 減価償却引当特定預金	0 円
へ 特定事業準備資金	0 円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	0 円
F 事業費用の額	525,825,266 円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の2第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	なし	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
出 資	なし	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
社団法人の社員権	なし	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
組合契約	なし	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
信 託	なし	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
外国の法令に基づく財産	なし	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

7 法令違反（規則第30条の35の2第1項第1号ヌ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反	なし	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
勧告に反する開設、増床、種別変更	なし	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装	なし	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
その他公益に反する事実	なし	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

社会医療法人製鉄記念広畑病院役員報酬規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会医療法人製鉄記念広畑病院（以下「法人」と言う。）と委任契約を締結した理事・監事（以下「役員」という）の報酬に関する基準及び手続きを定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 本規程における「報酬」とは、委任契約に基づき、法人業績及び個人業績に応じて支払われる対価をいう。

(報酬体系)

第3条 報酬体系は、次のとおりとする



(報酬の計算期間)

第4条 報酬の計算期間は、その月の1日から月末までとする。

(支 払 日)

第5条 報酬の支払日は毎月20日とし、前条に定める期間の当月分報酬月額から次条に定める控除金を控除した全額について、口座振替の方法により役員に支払う。

- ② 月の中途、報酬支払日以降において役員に選任された者のその月の報酬は、翌月の支払日に当月分を合算して支払うものとする。
- ③ 月の中途において役員を解任された者のその月の報酬は、解任された以降の日数については支払はないものとする。

(報酬からの控除)

第6条 次の各号に該当するものは、毎月支給される報酬からこれを控除する。

- (1) 法令によって定められているもの（所得税、住民税、各種社会保険料等）。
- (2) 上記以外の控除金については、労働組合と締結した「賃金・退職金の一部控除に関する協定」を準用する。

(職員賃金規則の準用)

第7条 報酬の支払に関し、本規程に定めのない事項は、「職員賃金規則」を準用する。

(就業規則の準用)

第8条 勤務日及び勤務時間、休日、有給休暇等は、原則として「職員就業規則」を準用する。

第2章 報 酬

(基本報酬)

第9条 基本報酬は、役員の役職により、使用人部分の報酬を含め次のとおり支給する。

(1) 理事

①常勤 月 500,000円 ~ 2,000,000円

②非常勤 出務一回につき3万円とする。併せて、交通費等の実費相当額を支給する。

なお、常勤理事の基本報酬は、法人の著しい業績悪化が継続する場合においては、理事会の決議を経て報酬カットを可能とする。

(2) 監事

①常勤 月 100,000円 ~ 300,000円

②非常勤 出務一回につき3万円とする。併せて、交通費等の実費相当額を支給する。

② 各役職における役員部分の比率は別に定める。

(役職手当)

第10条 役職手当は、役職者に対し、次のとおり支給する。

(1) 理事長 月 300,000円 ~ 700,000円

(2) 病院長 月 200,000円 ~ 600,000円

(調整手当)

第11条 前年度の法人業績並びに個人業績（診療実績等）に基づき、理事会において、個々に決定する。

(賞与等について)

第12条 職員に支給される賞与は、理事には支給しない。

以 上

(施 行)

この規程は、平成23年4月1日より実施する。

社会医療法人製鉄記念広畑病院役員報酬細則

(理事報酬の上限および役員報酬の定義)

第1条 理事報酬とは、「社会医療法人製鉄記念広畑病院役員報酬規程」に定める基本報酬、役職手当、調整手当の合算額を言う。

② 常勤理事の理事報酬上限額は、年間2,600万円以内とし、上限を超えて設定する必要がある場合には、理事会の決議を必要とするものとする。ただし、この場合においても上限は2,900万円を超えない。

(各役職の職務における役員部分の比率)

第2条 常勤理事の各役職における役員業務の比率および役員業務の対象報酬は以下のとおりとする。

役 職	役員業務比率	役員対象報酬
理事長	95%	基本報酬、役職手当の合算額の95%とする。
病院長	60%	基本報酬の60%とする。
副院長	20%	基本報酬の20%とする。
事務長	20%	基本報酬の20%とする。
上記以外	10%	基本報酬の10%とする。

② 各役職の業務実態に鑑みて比率を個別に設定する必要があると認められる場合には見直すことができる。

(役職手当の運用)

第3条 役職手当は以下の5段階とする。各役職の初年度ランクは1とし、法人業績および個人業績によってランク5まで更新することができる。

1. 理事長

ランク	役職手当
1	30万円
2	40万円
3	50万円
4	60万円
5 (上限)	70万円

2. 病院長

ランク	役職手当
1	20万円
2	30万円
3	40万円
4	50万円
5 (上限)	60万円

以 上

(施 行)

この細則は、平成23年4月1日より実施する。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の帳簿価額
なし			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

(記載上の注意事項)

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は改良の予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定預金の帳簿価額
なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	毎会計年度に積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

(記載上の注意事項)

- ⑧が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

